

公益社団法人 坂出市シルバー人材センター

適正就業基準

(目的)

第1条 公益社団法人坂出市シルバー人材センター(以下「センター」という。)は、「自主・自立・共働・共助」の基本理念のもと、より多くの会員に公平かつ公正な就業機会を提供するため、必要な事項を定めるものとする。

(就業の提供)

第2条 センターは、発注者の意向並びに会員の知識・経験・能力・技能・体力・就業意欲など適材適所を勘案し、会員に対して公平な就業機会を提供するよう努めるものとする。

(就業基準)

第3条 就業基準の具体的事項は、次の各項目によるものとする。

- 1 臨時的かつ短期的な就業とは、月10日程度、その他軽易な業務にかかる業務は、週20時間を超えないものという。
- 2 高齢者の働く意欲や能力を尊重するとともに、「共働・共助」の立場から会員同士の仕事の分かち合いの精神のもと、相談やカウンセリングに努め、前条に基づく公平な就業の提供を行うものとする。
- 3 継続就業に係る就業期間は、概ね3年以内とする。ただし、発注者から特定会員の就業について強い要望がある場合、または、他に就業会員がいない場合、その他特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 4 会員の加齢による体力・技能の低下・その他の理由により就業が困難と判断される場合は、会員と合意のうえ就業を変更することができる。
- 5 雇用関係があると疑わしい就業については、シルバー派遣事業や有料職業紹介事業で対応する。
- 6 会員の就業に際し、安全最優先の理念に基づき、特に次の業務については、加齢に伴う身体機能の変化等を考慮して就業の提供を行うものとする。

- (1) 自動車運転業務
- (2) 高所業務
- (3) 勾配のきつい場所での業務
- (4) その他危険性がある業務

(会員の責務)

第4条 センター会員は、適正就業基準を遵守し、就業機会の公平性の確保のためにセンター運営に協力しなければならない。

(補則)

第5条 この基準は、センター安全・適正就業委員会において決定し、その他必

## 2-9 適正就業基準

要な事項については理事会の承認を得るものとする。

### 附 則

この基準は、平成20年2月1日から施行する。

〔平成20年1月22日  
社団法人坂出市シルバー人材センター安全・適正就業委員会〕

### 附 則

この規準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。